

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は、適宜検討を加え、必要と認めるときには、これを修正する。

3 想定する津波浸水予想

平成24年6月に北海道から公表された津波浸水予想に基づき、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」を想定していることから、気象庁の発表する津波注意報・津波警報・大津波警報に対応する計画である。

なお、津波浸水予想については次の点に留意しなければならない。

- (1) これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、できるだけ安全性を踏まえて対象地域における最大クラスの津波に関して想定を行っている事。
- (2) 津波は自然現象であり、正確な予測を行うことは困難であり、この浸水予想よりも大きい場合もある事。

4 用語の意味

用語	意味
津波浸水予想区域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想区域に基づき行政区単位に定める。
避難目標地点	津波の危険から、生命の安全を確保するために津波浸水予想区域の外に定める一時的に避難できる高台等の地点をいう。
避難所	津波によって住宅を失う等、被害を受けた人や被害を受ける可能性がある人が、一定の期間避難生活を行う場所をいう。
避難路	避難目標地点あるいは避難所まで、最短かつ安全に到達できる主要道路で町が指定するものをいう。
避難経路	町が指定する避難路や避難目標地点及び避難所までの経路として住民が日頃から考えておく経路をいう。

第2章 避難計画

1 避難対象地域

避難対象地域は、以下の点に留意し津波浸水予想に基づき指定したものである。

- (1) 避難対象地域の指定にあたっては、避難勧告・指示を発令する場合に対象の地域名が住民等に正確に伝わる事や、避難の際に地域内での助け合い等が迅速に行われる事が重要であることから、行政区単位を基本とする。
- (2) 津波浸水予想では、一部のみ浸水するとされている行政区であっても、想定を超える津波が襲来する可能性があるため、行政区全域を避難対象地域として指定する。従って、下記の避難対象地域一覧表における世帯数及び人口は、津波浸水予想区域外を含む各行政区全体の値とする。

避難対象地域一覧表

平成24年10月時点

地区	行政区	世帯数	人口
厚内地区	厚内一・三区	37	76
	厚内二区	41	83
	厚内四区	42	93
	厚内五区	33	65
	直別	13	29
下浦幌地区	十勝太	40	84
	吉野一区	27	51
	吉野二区	17	25
	吉野三区	20	43
	共栄	50	107
	統太	10	42
	愛牛	16	41
	生剛	8	18
	養老	10	29
	朝日	17	56
	豊北	23	62

2 津波到達予想時間

津波到達予想時間は、津波浸水予想に基づき設定されたものである。

地点名	沿岸最大水位	沖合最大水位	第1波到達時間
音別町直別	27.8m	20.4m	30分
厚内	25.3m	20.8m	29分
昆布刈石	27.0m	20.9m	30分
浦幌十勝川河口	22.7m	19.7m	30分

3 避難目標地点

避難目標地点は、津波の危険から、生命の安全を確保するために津波浸水予想区域の外に定める一時的に避難できる高台等の地点をいう。以下に避難目標地点の機能を示す。

(1) 堺氏の沢（標高 30m）

屋内/屋外	屋内（JRコンテナ）
情報機器	防災行政無線
非常用備蓄品	整備予定
非常用食料	整備予定
暖房器具	整備予定
毛布等	なし
避難方法	徒歩・自動車

(2) 斉藤牧場牧草地角（標高30m）

屋内/屋外	屋外
情報機器	防災行政無線
非常用備蓄品	なし
非常用食料	なし
暖房器具	なし
毛布等	なし
避難方法	徒歩

(3) 林道厚内線 (標高29m)

屋内/屋外	屋外
情報機器	防災行政無線
非常用備蓄品	なし
非常用食料	なし
暖房器具	なし
毛布等	なし
避難方法	徒歩

(4) 浜厚内生活館の上 (標高30m)

屋内/屋外	屋内 (JRコンテナ)
情報機器	防災行政無線
非常用備蓄品	整備予定
非常用食料	整備予定
暖房器具	整備予定
毛布等	なし
避難方法	徒歩・自動車

(5) 模範牧場 (標高32m)

屋内/屋外	屋内 (JRコンテナ)
情報機器	防災行政無線
非常用備蓄品	・発電機 2800KVA (インバータ式) 1台 ・投光機 500W、2灯式、スタンド付き 1台 ・コードリール 30W 1個 ・ガソリン缶 20リットル缶 1個 ・灯油缶 90リットル缶 1個 ・ポリタンク 20リットル 2個 ・懐中電灯 LEDタイプ 3個 ラジオ付 1個 ・折りたたみ式ベット 2台
非常用食料	・アルファ米 (五目ごはん) 5kg (50食) 2箱 ・アルファ米 (わかめごはん) 5kg (50食) 2箱 ・防災用クラッカー180缶×2 3箱 ・エマージェンシーウォーター500ml×24本 8箱
暖房器具	ポータブルストーブ 3台
毛布等	真空パック 15枚
自動車避難	徒歩・自動車

(6) 吉野公民館（標高12m）

屋内/屋外	屋内（JRコンテナ）
情報機器	防災行政無線
非常用備蓄品	整備予定（発電機・照明・コードリール・炊き出し釜）
非常用食料	・アルファ米（五目ごはん）5kg（50食）3箱 ・アルファ米（わかめごはん）5kg（50食）3箱 ・防災用クラッカー180缶×2 4箱 ・エマージェンシーウォーター500ml×24本 14箱
暖房器具	ポータブルストーブ 3台
毛布等	真空パック 50枚
避難方法	徒歩・自動車

4 避難路・避難経路

避難目標地点あるいは避難所まで、最短かつ安全に到達できる主要道路で町が指定するものを避難路といい、この避難路や避難目標地点及び避難所までの経路として、住民が日頃から考えておく経路を避難経路という。避難路の安全性においては、橋梁点検結果を踏まえた耐震化等について、道路管理者（国・道）へ直接的に要請するとともに、町道に関わる橋梁等においても事業を推進するものとする。

5 避難方法

避難目標地点まで相当な距離がある避難対象地域においては自動車での避難を行うものとする。ただし、住民自らが次のことに留意するものとする。

- (1) 地域の中で自動車での避難が困難な住民を把握し、支援策の整備を図る。
- (2) 自動車避難における道路機能の確保のため、日頃から避難路としての意識の向上を図る。
- (3) あらゆる事態を想定し、避難経路を複数選択しておく。
- (4) 自動車での避難目標地点への避難が困難な状況になる場合もあるため、日頃から津波の浸水が予想されていない高台等をハザードマップにより確認しておく。

6 避難計画

避難対象地域、避難目標地点、避難路、避難場所等は次表のとおりとする。

避難対象地域 (行政区)		避難目標地点	避難路	避難所
厚内 地区	厚内一・三区 厚内二区 厚内四区	堺氏の沢 斉藤牧場牧草地 角 林道厚内線	道道直別共栄線 町道厚内上厚内線 私道（斉藤牧場） 林道厚内線	総合スポーツセンター
	厚内五区	浜厚内生活館の 上	道道直別厚内線 私道（浜厚内生活 館）	
	直別	国道38号	国道38号	
	下浦幌 地区	十勝太	模範牧場	
	吉野一区 吉野二区 吉野三区 共栄 統太 愛牛 生剛 養老 朝日 豊北	吉野公民館	国道336号 道道直別共栄線 町道愛牛幹線 町道大平愛牛線 町道大平線 町道吉野豊頃線 町道統太養老線 町道生剛朝日線 町道統太基線 町道朝日線	

次項において、津波からの避難にあたっての各避難対象地域別のルールや取り組み等を整理する。

(1) 各避難対象地域（地区単位）のルールや取り組み等

1) 厚内地区

- ①日頃から町内会において避難時の連絡体制を整理し、避難目標地点等へ避難した場合は、安否の把握に努める。
- ②避難目標地点「浜厚内生活の上」へは避難階段を利用して避難する事となることから、自動車での避難も可能にするため避難路の整備を行う。
- ③避難目標地点「斉藤牧場牧草地角」への避難時間を短縮するため、避難経路の確保を図るものとする。
- ④避難目標地点「堺氏の沢」の入り口付近で渋滞が発生した場合には、国道38号線へ向かって避難することも可能だが、その際の安否確認方法について話し合っておく。
- ⑤避難目標地点「林道厚内線」への避難は、厚内小学校や近くの住民の避難を優先するものとする。但し、休校日や夜間等、児童が不在時においては他の行政区においても避難可能とする。

2) 十勝太地区

- ①日頃から町内会において避難時の連絡体制を整理し、避難目標地点等へ避難した場合は、安否の把握に努めるものとする。
- ②孤立対策として緊急避難路を確認しておく。
- ③模範牧場への避難が困難な状況が生じた場合は、十勝太神社裏山あるいは山本牧場付近の高台に避難することも可能だが、その際の安否確認方法について話し合っておく。

3) 下浦幌地区

- ①日頃から町内会において避難時の連絡体制を整理し、避難目標地点等へ避難した場合は、安否の把握に努める。
- ②孤立対策として緊急避難路を確認しておく。
- ③朝日・生剛行政区の住民が、避難目標地点「吉野公民館」への避難が困難な状況が生じた場合には、生剛行政区の高台に避難することも可能だが、その際の安否確認方法について話し合っておく。

(2) 日頃からの備え

1) 家具などの転倒防止や出入口の確保

出入口付近に大きな家具がある場合、家具が転倒し逃げられなくなることがある。また、食器棚から飛び散ったガラスの破片によって怪我をしてしまうと迅速な避難ができなくなることを想定し、家具の転倒防止を行うものとする。

2) 避難に必要な時間の確認

避難目標地点を確認後、どの経路で避難するのか、避難には実際にどのくらい時間がかかるのか、あらかじめ確認しておくものとする。

3) 「より早く」避難するための準備

突然襲ってくる津波から早く避難するために、非常持出品をすぐ持ち出せるように準備しておくものとする。

4) 津波注意報・警報等の情報収集

停電になっても、携帯ラジオ等を使って津波注意報や警報を確実に入手し、迅速に避難を行うための備えを行うものとする。

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 職員参集

災害時において、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するうえでは、災害発生直後の的確な対応が重要になる。災害に対して町職員は、「災害時浦幌町職員行動マニュアル」により、自ら判断し行動するものとする。出張等で本町にいないことにより対応することが困難となった職員については、所属長に連絡し、所在を明確にしておくものとする。

基準	職員の動き（参集）
震度4あるいは 津波注意報のみ	全管理職 (※状況により係を動員できる)
震度5以上 津波警報	全職員

2 警戒本部

(1) 警戒本部の設置及び廃止

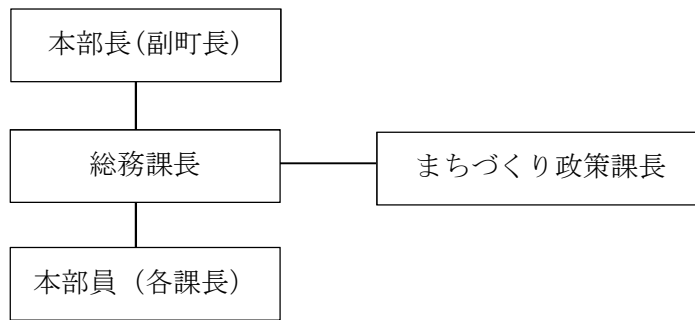
- 1) 副町長は、災害対策本部の設置を要しない規模の災害が発生した場合、又は災害の発生の恐れがある状況で、災害の規模の把握により災害対策本部の設置までの間、警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。この場合、警戒配備体制の指令を発し、職員の招集をすることができる。
- 2) 副町長は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急措置が概ね完了したと認められたとき、又は災害対策本部が設置されたときは警戒配備体制解除の指令を発する。

(2) 配備基準

- 1) 震度4以上の地震が発生したとき
- 2) 十勝太平洋沿岸中部に津波注意報・津波警報及び大津波警報が発表されたとき
- 3) 予想しない重大な災害が発生した場合

(3) 配備体制

災害を掌握した時点より警戒本部の配備体制をとることとする。各所属においては、通常時から非常時に切り替えを行い、即時被害状況の確認等を実施し、本部に報告する。本部長は、情報をもとに対策を講じるものとする。



3 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

1) 本部の設置は、災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定により、次の各号の一に該当する場合に町長が必要とするとき設置する。

①大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

②災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき

2) 町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急活動が完了した場合に本部を廃止する。

3) 災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに浦幌町防災会議構成機関、十勝総合振興局、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書その他の方法で通知及び公表する。なお、廃止した場合の公表については設置の場合に準ずる。

4) 災害対策本部は、浦幌町役場 2 階中会議室におくものとし、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、本庁舎が被災し、災害対策本部の機能を果たさない場合は、町有施設を指定し、代替設置するものとする。

5) 災害対策本部の所掌事務は次のとおりである。

①地震・津波情報その他応急対策に必要な情報収集・伝達

②住民への必要な広報

③避難勧告及び指示

④消防、水防及びその他応急措置

⑤被災者の救助、救護及びその他の保護

⑥施設及び設備の応急復旧

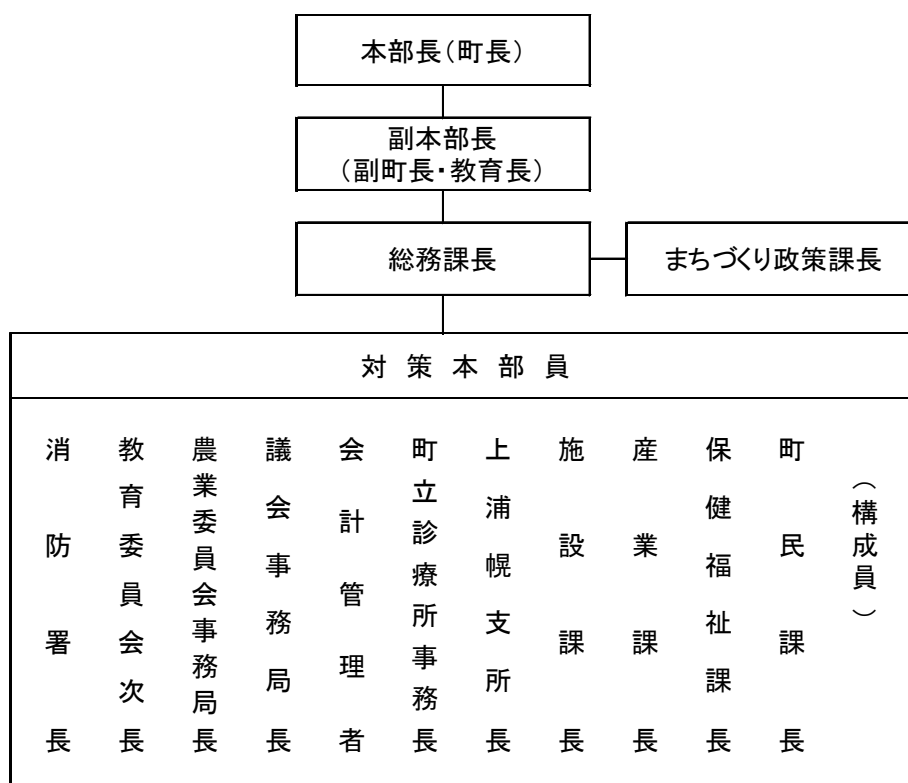
⑦被災者に対する食糧、飲料水及び日用品の確保及び供給

⑧防疫及びその他の保健衛生

⑨道など他機関への報告及び要請

⑩その他必要な災害応急対策の実施

(2) 配備体制



(3) 指揮命令系

町長が不在により災害対策本部長として指揮がとれない場合、副町長が指揮をとる。なお、それでも困難な場合には総務課長を第2順位とする。

4 連絡・参集体制

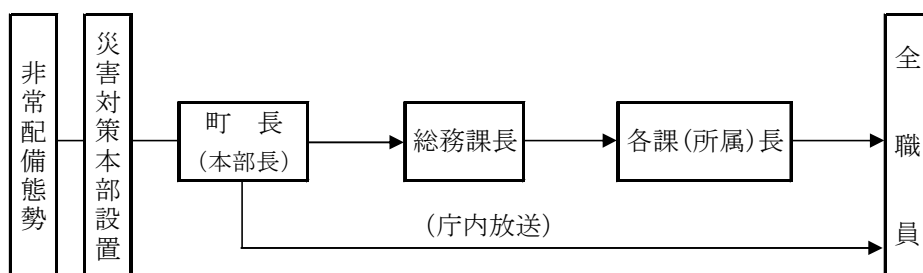
(1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

1) 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

①非常配備態勢が指令された場合又は本部を設置した場合、総務課長は、町長（本部長）の指示により、各課（所属）長に対し通知するとともに、庁内放送などにより職員に通知する。

②各課（所属）長は、直ちに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する態勢を整えるものとする。

■ 非常配備等伝達系統



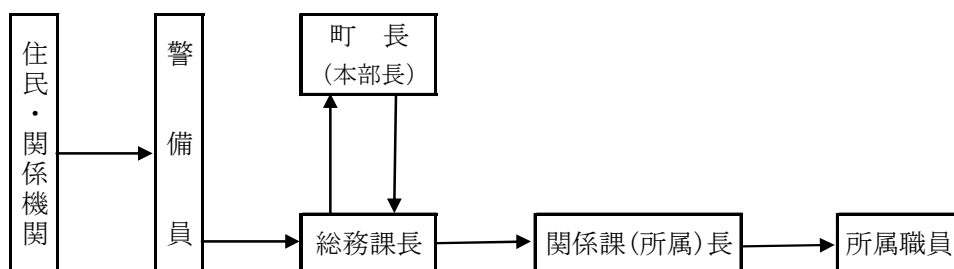
2) 閉庁又は退庁後の伝達系統及び伝達方法

ア 警備員による非常伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡し、総務課長は町長の指示を仰ぎ、必要に応じて各課（所属）長に通知するものとする。

- ① 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
- ② 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ③ 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

■ 警備員による伝達系統



(2) 職員への指示伝達体制の確保

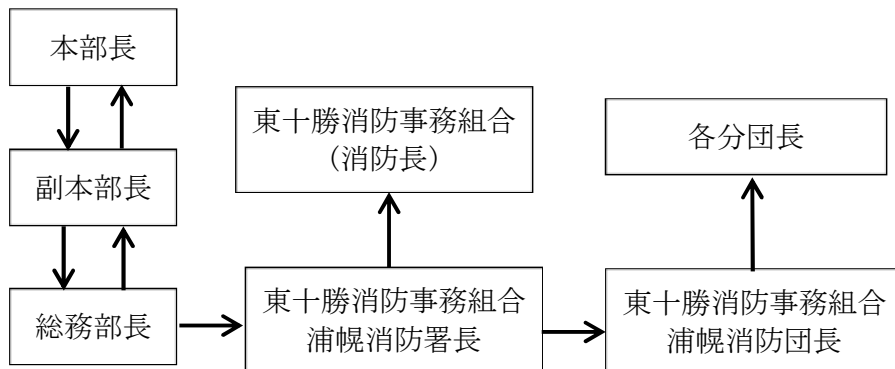
各課（所属）長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(3) 職員の非常登庁

- 1) 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。
- 2) 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合においては、各課（所属）長又は各班長は、必要に応じ、総務課長に参集状況を報告するものとする。

(4) 町消防機関に対する伝達

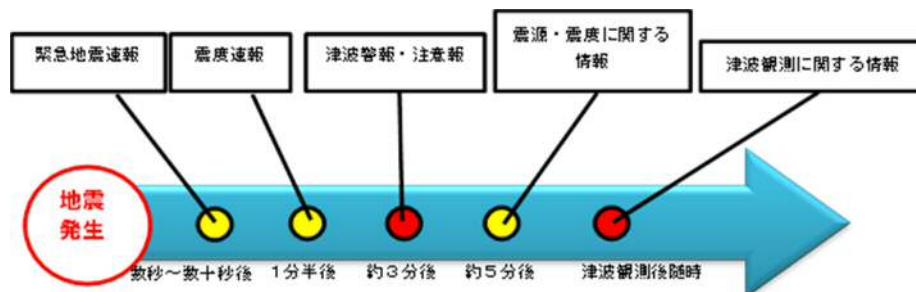
災害対策本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次により行うものとする。



5 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波警報等の種類及び内容

- 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されたとき発表する。
- 地震・津波に関する情報の種類と内容



1) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

①津波警報・注意報

法規上の区分	分類	津波の高さ表現	巨大地震の場合の表現	警報・情報文中の表現 避難の呼びかけ・とるべき行動
警報	大津波警報	10m超 (10m～)	巨大	<ul style="list-style-type: none"> 大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
		10m (5～10m)		
5m (3～5m)				
	津波警報	3m (1～3m)	高い	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
注意報	津波注意報	1m (0.2～1m)	(表記しない)	<ul style="list-style-type: none"> 海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

②津波予報

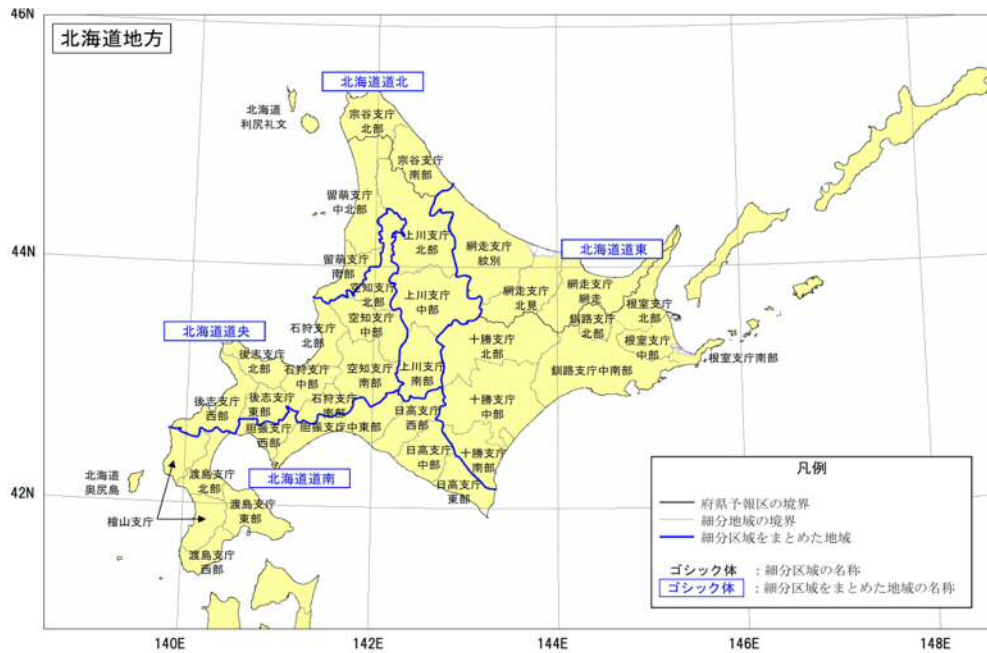
	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

2) 地震・津波に関する情報の種類と内容

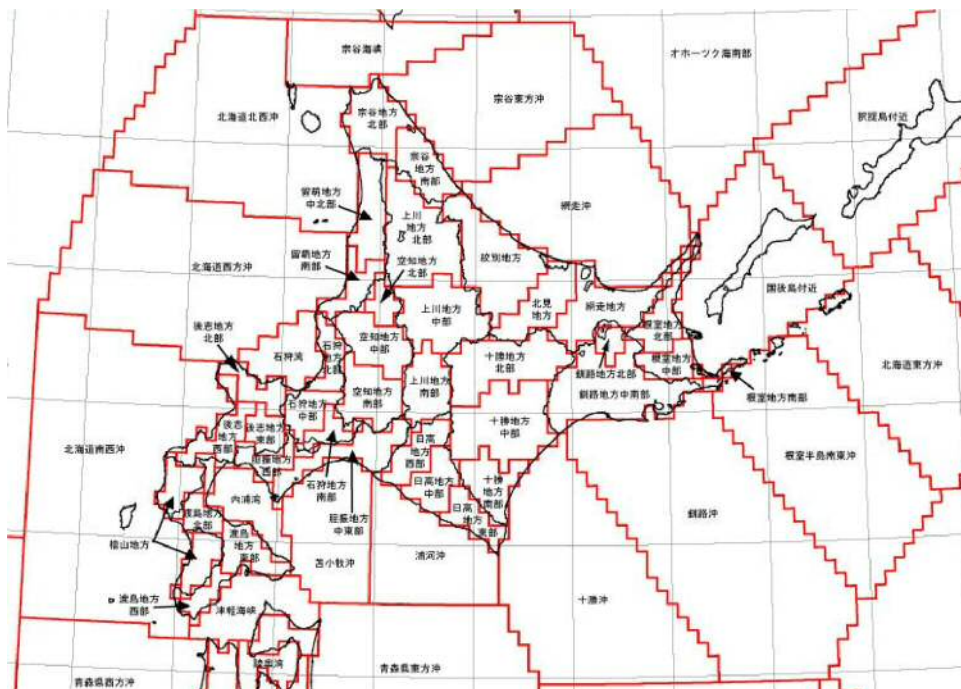
	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地域の震度要素更新のお知らせなどを発表
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
	各地の満潮時刻、津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻、津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

(2) 地震、津波に関する情報を用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2) 震央区域名及び地域名称



3) 津波予報区

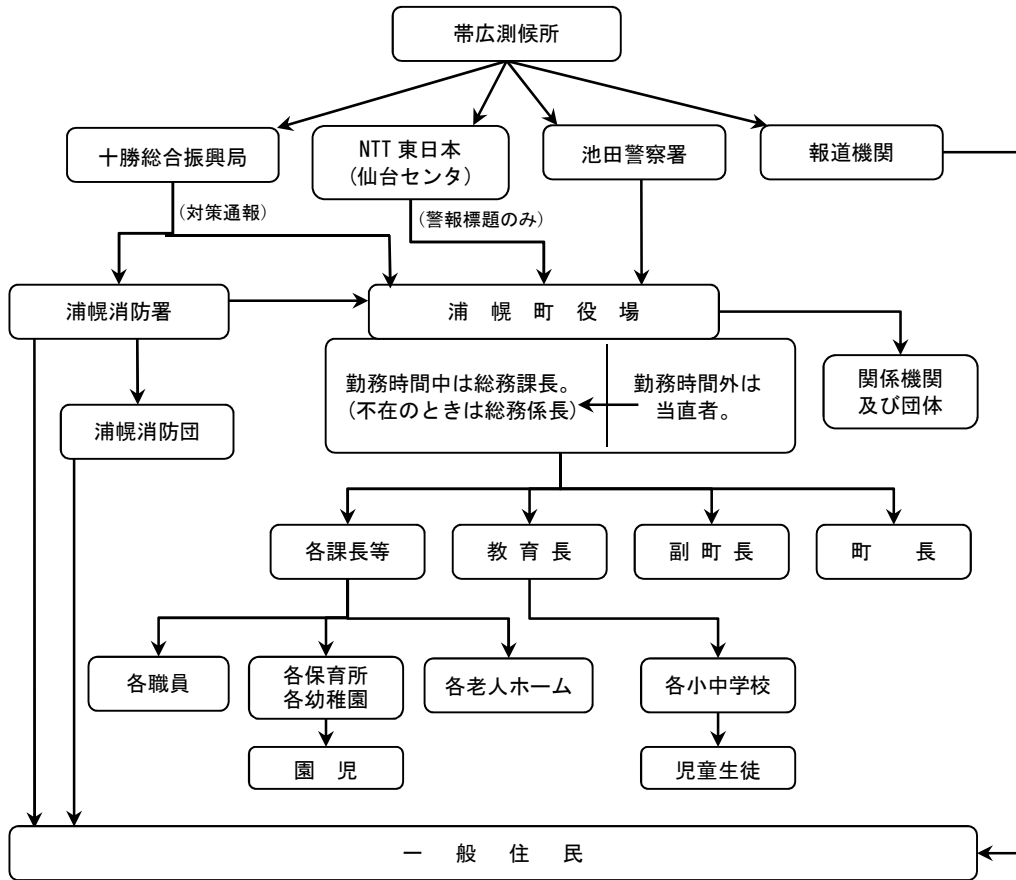


津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東に限る。)及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局(白神岬南端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東を除く。)、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局(積丹岬北端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局(積丹岬北端以東を除く。)、檜山振興局及び渡島総合振興局(白神岬南端以東を除く。)の管内

注) 根室振興局には、色丹郡、国後郡、択捉郡、沙那郡及び虻取郡を含む。

(3) 防災及び予報（注意報を含む）、警報並びに情報等伝達一般系統図

町長は、道（十勝総合振興局）及びNTT東日本仙台センタから通報される警報等を受けたときは次により関係機関並びに住民に伝達するものとする。



(4) 海面監視

町では、強い地震（震度4以上）を感じたときは、直ちに海面状態の変化を監視する。監視に当たっては、安全な場所から監視できる体制を確立しておくものとする。

第4章 避難準備（災害時要援護者避難）情報・避難勧告及び指示の発令

津波警報が発表されたとき、又は海面監視により異状現象を発見したときは、直ちに沿岸海域住民等に対し、避難の勧告、指示を行うとともに、その周知徹底を図るものとする。

町長が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合は、知事が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施することができる。

1 発令基準

（1）避難勧告等の発令区分

避難の勧告、指示については、次の表に定めるところによるものとするが、津波警報が発表されたときには、町長は、直ちに住民等に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。

種別	基準
避難勧告	災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に、町民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促す。
避難指示	災害による被害の危険が切迫している場合等で、避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められる場合に、町民に対し避難のための立ち退きを勧めるとともに指示する。

（2）避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、地震津波災害の特性を参考に、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断するものとする。

1) 地震津波災害の特性

津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、わが国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間があるものまでがある。いずれの場合であっても対応が遅れることのないように、判断基準に基づく速やかな避難指示の発令を実施する。津波における避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

①強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報や避難指示を待たず、直ちに避難すること。

- ②津波警報を覚知した場合にも、避難指示を待たずに、直ちに避難すること。
- ③津波警報や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とすること。

なお、わが国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の間があるものについて、避難指示の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施する。

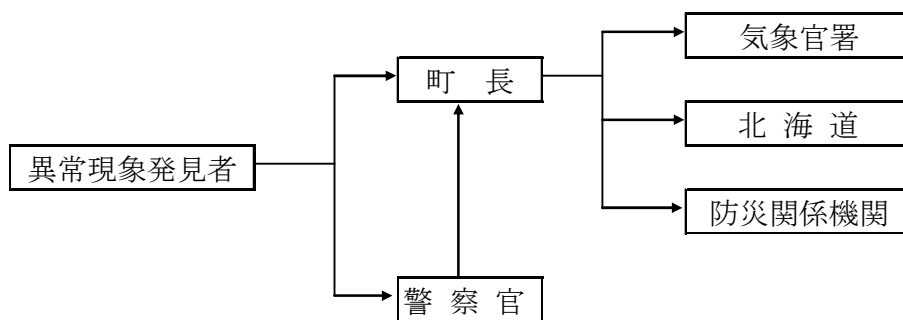
2 避難勧告、指示伝達方法

町長は、避難の勧告、指示又は避難準備情報に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、防災行政無線、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 避難の勧告、指示又は避難準備情報の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

3 異常潮位を発見した場合の通報

異常潮位を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。



4 安否情報の収集

安否情報の収集に当たっては、地域住民（自主防災組織等）の協力を得て、避難目標地点に設置された防災行政無線により収集するものとする。なお、避難目標地点以外に避難した住民の安否確認方法等は避難訓練を実施し、安否確認連絡網の構築を図るものとする。

第5章 防災知識の普及・啓発

地震（津波）災害を予防し、その拡大を防止するために、防災関係職員に対して、地震（津波）防災に関する研修を行うとともに一般住民に対して地震（津波）防災知識の広報、普及を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

1 町職員に対する防災知識の普及、啓発

町は、職員に対して地震（津波）防災応急対策等の実施に必要な防災研修を行うものとする。

（1）啓発方法

全職員を対象に研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配布等による教育活動を実施する。

（2）啓発内容

- 1) 地震（津波）に関する一般的な知識
- 2) 地震（津波）に対する防災対策
- 3) 町職員に課せられた役割
- 4) 地震（津波）が発生した場合の行動基準
- 5) 災害対策本部における各部局等の防災活動の業務及び処理方法
- 6) 地震（津波）の課題（組織、制度、対策、施設整備）

2 住民等に対する防災知識の普及、啓発

町は、防災機関と協力して住民等に対し、地震（津波）に関する必要な防災知識の普及、啓発をはかる。

（1）啓発内容

- 1) 地震（津波）に関する知識
- 2) 地震（津波）が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上執るべき行動に関する知識
- 3) 正確な情報入手の方法
- 4) 防災関係機関が講ずる地震（津波）防災対策等の内容
- 5) 各地域における地すべり、がけ崩れ等危険地域に関する知識
- 6) 各地域における避難場所、避難方法に関する知識
- 7) 通常住民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策内容
- 8) 近隣者の安否確認、弱者の救済等防災活動の協力に関する内容

3 児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発

町教育委員会は、児童、生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導するものとする。各学校は、児童、生徒等に対して地震（津波）の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得を推進する。

（1）啓発方法

教科、学級活動及び学校行事等、教育活動全体を通じ、次の啓発内容を基に各学級活動及び学校行事等、教育活動全体を通じ、各学年に即した防災知識の普及、啓発をはかるものとする。

（2）啓発内容

- 1) 地震（津波）に関する基礎的な知識
- 2) 地震（津波）のもたらす被害
- 3) 基本的行動に関する指導
- 4) 地震（津波）に対する心構えに関する指導

第6章 津波避難訓練の実施

町は、大規模な地震（津波）に対する防災体制の確立と災害応急対策、活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び、自主防災組織と相互に協調し、防災に関する知識及び技能の向上並びに体制の強化とともに住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

1 訓練の種類

(1) 北海道防災会議との協調訓練

1) 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模火災等を想定した訓練を総合的立体的に実践する。

2) 災害通信訓練

地震（津波）災害情報の収集伝達及び報告の訓練を実施する。

(2) 町独自で行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

1) 情報通信訓練

2) 広報訓練

3) 職員参集、指揮統制訓練

4) 火災防衛訓練

5) 緊急輸送訓練

6) 公共施設復旧訓練

7) 避難訓練

8) 救出救助訓練

9) 警備交通規制訓練

10) 炊き出し、給水訓練

11) 災害偵察訓練

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

避難路及び避難経路として指定している路線や救急輸送路として活用する道路、その他避難及び物資輸送に必要と判断する路線等において除雪作業を行い、円滑な交通を確保するものとする。除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- ① 町道路線の除雪は、浦幌町が行う。
- ② 国道路線の除雪は、北海道開発局帯広開発建設部が行う。
- ③ 道道路線の除雪は、十勝総合振興局帯広建設管理部が行う。

2 避難対策、避難生活環境の確保

避難場所を開設した場合は、避難に必要な設備や資機材の配備、食糧等の生活必需品の調達、確保を行うとともに、冬期における暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

3 電力の確保

北海道電力株式会社は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じるものとする。

4 緊急通信ネットワークの確保

地域防災計画に定める通信系統をもって連絡を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、臨機応変な装置を講じるものとする。

5 雪崩対策

(1) なだれ落とし

なだれ発生のおそれのある山腹の積雪を人工的に落とし、なだれの発生を予防する。

(2) 避難の指導

気温の上昇等により、なだれの危険が増大したときは、関係機関と連絡をはかり、発生予想地域の住民に対して適確かつ迅速に避難の指示を行う。

(3) 児童生徒等に対する措置

教育委員会は、児童生徒等に対して、なだれ発生予想箇所の周知徹底をはかり登下校(園)の通常の経路以外の通行は避けさせるとともに登下校(園)は集団で行い、発生予想時期には、父

兄、教員が引率するよう指導するものとする。

6 水門等の作動の確保

水門等の作動の確保は管理者に直接的に要請を行うものとする。

7 救助・救出体制の強化

なだれ、積雪等により交通の途絶が予想される地域については、雪上車等により早急に救急措置が講ぜられるよう予め関係機関と連携をとり体制を講じておくものとする。

第8章 その他の留意点

1 釣客等の避難対策

「津波注意」の津波注意報が発表された場合は、警戒巡視体制をとり、海面監視を行うとともに海岸にいる釣客等を海浜から離れるよう広報するものとする。

2 災害時要援護者の避難対策

(1) 乳幼児対策

1) 乳児、保護者、保育職員に対する防災知識の普及・啓発

防災訓練や防災講座、防災パンフレット等により幼児、保護者、保育職員の防災意識の向上を図るものとする。

2) 地域ぐるみの避難援助体制づくり

家庭や保育施設における避難体制を迅速にするため、地域の防災訓練等通じて行政区や保育施設を有する事業所等、地域ぐるみで乳幼児避難援助体制の確保に努めるものとする。

(2) 高齢者、障がい者対策

1) 防災知識の普及・啓発

高齢者や障がい者及びその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるように、啓発パンフレット配布等による防災知識の普及をはかるとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行うものとする。

2) 家屋の屋内の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全確保することは極めて重要である。このため、居室内の家具の転倒防止器具等の取り付けの奨励や安全対策に努めるものとする。

(3) 外国人に対する対策

1) 防災知識の普及・啓発

町内に在住する外国人に対する防災知識の普及・啓発を図るために、外国人向け防災パンフレットを配布するとともに、地域防災訓練への参加を促すものとする。

(4) 援助活動

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している災害時要援護者について、居宅に取り残された災害時要援護者の早期発見に努めるものとする。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

地震等による災害発生時には、地区内住民の安全確認、被害状況あるいは応急救護など速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に独居老人、身体障がい者等の災害時要援護者の安全確認、保護は、震災などの緊急性を考慮すると行政的対応には自ずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。このことを踏まえ、「自分達のまち、地域は自分達で守る。」という自発的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、行政区等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。

(1) 組織の規模

自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動あるいは避難行動等を行う場合に相互連携、相互協力が組織的かつ円滑に行われ易い地域を設定する必要がある。この場合、住民の日常の生活の繁がり、平常時の防災活動の実施、災害時の住民あるいは避難行動を考慮し、行政区を一つの基礎的単位とする。また、避難対策を考慮し、それぞれ町が指定した避難地域内の行政区相互の連携を図るため、避難地域ごとに「地域防災連絡協議会」の設置の促進に努めるものとする。

(2) 組織編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要である。なお、組織の編成にあたっては、民生委員が協力し、障がい者、高齢者等の災害時要援護者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努めるものとする。

(3) 組織の活動

1) 平常時の活動

- ①防災知識の普及
- ②地域・家庭の安全点検
- ③独居老人等の災害時要援護者の状況掌握
- ④防災訓練の実施、又は町等が実施する防災訓練の参加協力
- ⑤地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施

2) 災害時の活動

- ①住民の被害状況等の把握、罹災者の応急対応及び避難情報の伝達
- ②町及び本部又は防災機関への連絡・要請活動
- ③出火防止及び初期消火
- ④住民の避難誘導

⑤避難場所等での救護・協力

3) 災害時要援護者の救護活動

町内多数の災害時要救護者（独居老人等）の保護、安全確認については、民生（児童）委員との連携による自主防災組織の活動、協力を基本として実施する。

①住民の安全確認と保護

②医療手配等の応急的対応

③避難誘導・救出救護

（4）防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動や避難行動等を円滑に行うために、日頃から組織として必要な資機材等の整備について支援を行う。そのため、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するためには側面から支援を行うよう努めるものとする。